

「合理的配慮の義務化について」

どなたでも
無料

6月26日(水) 13時30分から15時30分

会場／視覚障害者文化振興協会 セミナールーム
大阪市福島区福島7-17-9 大包ビル4F

講師

後藤コンプライアンス法律事務所
弁護士 荻野泰三(おぎの たいぞう)

今年の4月1日から義務化された障害者への合理的配慮。視覚障害者がより平等な社会参加を実現し、個々の能力や才能が最大限に発揮できる環境整備が期待されますが、具体的に周囲がどのように変わのでしょうか。いろいろな事例を交え、分かりやすくお話しいたします。



東京大学法学部卒業後、京都大学法科大学院を経て、明石市役所に入庁。総務部次長(コンプライアンス担当・訟務担当)を務め、現在に至る。

プログラム

- 13:30 開会
- 13:35 セミナー「合理的配慮の義務化について」
- 14:05 質疑応答・意見交換
- 14:20 休憩
- 14:25 最新の福祉機器の紹介(*株式会社システムギアビジョン)
- 15:00 福祉機器の体験
- 15:30 終了

セミナーの内容は、後日

JBS日本福祉放送

でもお聴きいただけます



放送日時につきましては、JBS日本福祉放送のホームページでご確認いただけます。

※株式会社システムギアビジョン 見えにくい人、見えない人、聞こえにくい人、聞こえない人のための支援用具・機器の企画、開発、販売、保守および輸出、輸入を行ない創立30周年を迎えた。

お申し込み・お問い合わせ

主催／社会福祉法人 視覚障害者文化振興協会

電話 06-6459-7240 ファックス 06-6459-7241

メール studio@jbs.or.jp ホームページ <https://www.jbs.or.jp/seminar240626/>

